

津山工業高等専門学校ラグビーフットボール部 OB・OG 会 会則

1971年7月15日制定

2015年8月15日改正

第1章 総則

第1条 (名称)

本会は、津山工業高等専門学校ラグビーフットボール部 OB 会(以下、本会)と称する。

第2条 (本部)

本会は、本部を津山工業高等専門学校(以下、津山高専)に置く。

第3条 (目的および活動)

本会は、会員相互の親睦、現役ラグビー部員への後援・交流を図ることを目的とし、次の活動を行う。

- (1) 津山高専ラグビー部に対する人的・経済的援助
- (2) ホームページ、メールマガジンなどによる現役及び OB への情報提供
- (3) 本会会員相互の親睦のための会合・行事等の企画・運営
- (4) その他目的の達成のために必要と思われる一切の活動

第2章 会員

第4条 (会員)

本会の会員は次のとおりとする。

1. 正会員

津山高専ラグビー部に在籍した経験を持ち、本会の趣旨に賛同するもの

2. 賛助会員

本会の趣旨に賛同するもの

第5条（入会）

会員として入会を希望するものは、幹事会が指定した方法により申し込みを行い、幹事会の承認を受けるものとする。

第6条（除籍・除名）

会員で不適当な行為のあった者は、幹事会の決議を経た上で、代表がこれを除名することが出来る。

第3章 構成

第7条（役員）

本会には、次の役員を置く。

代表 1名、副代表 1名、幹事 数名、監査役 1名

第8条（役員の仕事）

1. 代表は本会を統括し、本会を代表する。
2. 副代表は代表を補佐し、会長に事故あるとき、また欠けたときは、その職務を代行する。
3. 幹事は幹事会を構成する。代表がこれを招集するものとし、総会承認事項の事前審議を行うとともに、本会の事業に関する方針及び重要な個別事項を審議する。
4. 監査役は会計及び会務執行の状況を監査する。

第9条（幹事、監査役の選出・任期）

1. 幹事並びに監査役は、2年毎の役員改選時期に、正会員の中から、総会において選出する。
2. 任期は2年とし、再任を妨げない。
3. 幹事及び監査役の非改選時期に選任された幹事及び監査役の任期は、前項の規定にかかわらず、改選幹事及び監査役の任期と同じとする。

第10条（代表の選出・任期）

1. 代表は会員または役員の中から幹事会において選出し、総会の承認を得なければならない。
2. 代表の任期は2年とし、再任を妨げない。
3. 幹事の非改選時期に選任された代表の任期は、前項の規定にかかわらず、改選幹事の

任期と同じとし、再任を妨げない。

第11条（副代表の選出・任期）

4. 副代表は会員または役員の中から幹事会において選出し、総会の承認を得なければならない。
5. 副代表の任期は2年とし、再任を妨げない。
6. 幹事の非改選時期に選任された副代表の任期は、前項の規定にかかわらず、改選幹事の任期と同じとし、再任を妨げない。

第4章 総会

第12条（招集）

総会は年一回、代表がこれを召集する。

第13条（承認事項）

以下の事項は総会の承認を得なければならない。

- (1) 代表、幹事、監査役の選任
- (2) 前年度事業報告及び本年度事業計画
- (3) 前年度決算報告及び本年度予算計画
- (4) 規約の変更
- (5) 会費の額及び徴収方法
- (6) その他、幹事会において必要と認めた事項

第14条（採決）

総会の議事の決定は、出席会員の過半数を持って決定する。但し、可否同数の場合は代表が決定権を有する。総会に出席出来ない会員は、幹事会が指定した方法によって、総会における投票権を、他の出席者に委任することが出来る。

第15条（臨時総会）

臨時総会は、代表が必要と認めた時、または会員の2/3以上の要請があった時に開催する。

第5章 会計及び年会費

第16条（会計年度）

本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第17条（経費）

本会の経費は、会費及び寄附金、その他の収入でこれに充てる。

第18条（残余財産の処分）

本会が解散等により清算するときに有する残余財産は、総会の決議により、国若しくは地方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条17号に掲げる法人に贈与するものとする。

第19条（余剰金）

本会は、剰余金の分配を行わない。

第6章 改廃

第20条（改廃）

1. 本会規約の改廃は、幹事会の議を経て総会の決議により行なう。
2. 本規約改廃の議決は、総会出席者の3分の2以上の者の賛成を必要とする。

第7章 補則

第21条（実施細則）

1. 本会則を実施するために、実施細則を定める事ができる。
2. 実施細則は、幹事会において定める事ができる。

付則

1. 本規約は1971年7月15日より施行する。
2. 本規約の解釈に疑義が生じた場合は代表が決定する。

付則(2015年8月15日)

第1条～第19条の改正規定は、2015年8月15日より施行する。